

会費集金のお願い

4月から6月分の会費集金については6月より集金にお伺いします。ご協力をお願いします。

王子五丁目団地

自治会会報

第362号/2020年5月6日

公団王子五丁目団地自治会

東京都北区王子5丁目2番
2号棟110室
(月-金)9~16時 (土)9~12時
電話・fax 03-3913-6723
Eメール: ougo@m3.dion.ne.jp
http://www.dion.ne.jp/ougo/

新型コロナウイルス感染症に伴う 2020年度(第44期)定期代議員総会中止について

2020年度(第44期)定期代議員総会については、4月4日開催の第14回役員会において、総会に提出する活動のまとめ、方針、決算予算を最終確認し印刷所へ入稿。

4月7日に緊急事態宣言が発表され、急遽4月11日第15回役員会を開催しました。他の団地自治会や王子地区の連合町会の状況を参考に検討。このような状況は経験がなく、対応に苦慮しました。会則では「会計年度終了後2カ月以内に代議員総会を開催する」となっていますが、終息の状況も見えない中、役員会で検討した結果、定期代議員総会は中止するとの結論を出しました。印刷所に入稿していた総会の会報1面の総会案内部分を訂正し、総会議案については通常通り配布することを確認しました。

自治会役員は2年ごとの改選となっていて、来年が改選期となっていますので、現在の役員が引き続き役員会を構成します。

7月25日・26日は団地まつりを予定しています。その他Eラウンジ(2号棟自治会事務所)でのふれあいサロンや寄席などの催しについては今後の状況をみて、対応を検討をします。会員のみなさまのご意見などをお寄せください。

て、今居住されているかたがコロナ感染症の關係で居住ができなくなるような事態がないようにしたい」と赤羽国土交通大臣が答弁しました。

新型コロナウイルス感染症はすぐには終息しない模様です。今後休業要請などが続くようであれば、ますます生活は大変になります。今後の状況も見つづ、東京二十三区自治協とも協力しながら各方面への要請も継続します。

4月30日の参議院予算委員会では野党の質問に対して、平時の時のルールと今回の感染症のルールとは違う。国土交通大臣として

新型コロナウイルスに対応する 家賃減免に関する緊急要請

私たちが加盟する全国公団住宅自治会協議会は、4月9日都市再生機構に対して、緊急要請をおこないました。

団地自治会も4月11日の役員会で、UR住まいセンター、北区出身の国会議員へ、休業などで収入がなくなったり少なくなった居住者が住まいを追われることがないようにと要請を送りました。

都市再生機構は家賃を3カ月滞納すると強制的に退去を命じる仕組になつていて、全国72万戸の賃貸住宅のうち、2016年には二〇〇〇戸、2017年二〇〇〇戸、2018年一九〇〇戸、2019年一六〇〇戸の強制退去を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の状況下同じように対応することがないようにとの要請をしました。

都市再生機構は四月二四日、新型コロナウイルス感染症の拡大により家賃等のお支払いが困難となったお客様

△との通知を出し、分割での支払いができるようにしてください。

△との通知を出し、分割での支払いができるようにしてください。

△との通知を出し、分割での支払いができるようにしてください。

△との通知を出し、分割での支払いができるようにしてください。

特別定額給付金 (一人10万円) 5月下旬郵送開始 給付は6月中旬

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、4月27日現在住民基本台帳に登録されている方に対し一人10万円の給付金が支払われます。

手続きは、5月下旬に区から世帯主宛に申請書類が郵送され、必要事項を記入し、身分証明書、振込先口座がわかるコピーを同封し返送するとなっています。世帯主が同居家族分も一括して申請する仕組みとなっています。

給付金も世帯主に一括して振り込まれます。申請に必要な書類のコピーについては、自治会事務所において会員世帯は無料で対応します。自治会事務所開設時間内においでください。自治会事務所は月曜日から金曜日までは9時から16時(昼1時間休憩)、土曜日9時から12時開設しています。コピーについては区役所から申請書類が郵送されてから必要な書類を確認してください。

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバー保有者はオンライン申請が開始されます。

マイナンバー保有者はオンライン申請が開始されます。

マイナンバー保有者はオンライン申請が開始されます。

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ 対象者 以下の1~3のいずれかに該当する方

- 1. 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている方
- 2. 婦人相談所の「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方、または配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)の確認書が発行されている方
- 3. 令和2年4月28日以降に住民票を北区に移し、かつ住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっている方

※令和2年4月30日(木曜日)を過ぎても、申出は可能です。

●問い合わせ先 北区多様性社会推進課(北区王子1-11-1 北とびあ5階) 電話: 03-3913-0163 ※つながりにくい場合は、03-3913-0161におかけください。

給付金を語る 詐欺に注意! 役所や総務省がATMの操作や手数料の振込を求めることはありません。